
第2回 飯 南 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第4日)

令和3年3月23日(火曜日)

議事日程(第4号)

令和3年3月23日 午前9時開議

日 程 第 1 委員長報告
日 程 第 2 討論・採決

本日の会議に付した事件

日 程 第 1 委員長報告
日 程 第 2 討論・採決
追加日程第1 同意第2号 副町長の選任について
追加日程第2 同意第3号 教育長の任命について
追加日程第3 発委第1号 飯南町議会会議規則の一部を改正する規則について
追加日程第4 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(9名)

1 番	早 樋 徹 雄	2 番	小 野 覚
		4 番	瀧 尻 行 雄
5 番	門 眞 一 郎	6 番	熊 谷 兼 樹
7 番	内 藤 眞 一	8 番	高 橋 英 次
9 番	景 山 登 美 男	10 番	安 部 丘

欠席議員(3番 伊藤好晴)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議 会 事 務 局 長 高 木 ゆ か り 書 記 信 藤 晃

説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	教 育 次 長	永 井 あ け み
教 育 長	矢 飼 斉	地 域 振 興 課 長	長 島 淳 二
総 務 課 長	大 谷 哲 也		

企 画 財 政 課	那 須 忠 巳	住 民 課 長	藤 原 清 伸
産 業 振 興 課 長	森 山 篤	保 健 福 祉 課 長	小 玉 千 恵
建 設 課 長	那 須 和 博	建 設 課 総 括 監	藤 原 一 也
基 幹 支 所 長	和 田 真 一	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	会 計 管 理 者	門 脇 貴 子
		代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

な し

午前 9 時 00 分開議

○議長（早樋 徹雄） みなさん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

なお、3 番 伊藤好晴議員から欠席届が提出されており、受理いたしております。

日程第 1 委員長報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第 1、委員長報告を行います。

委員長報告及び質疑に対する答弁は、発言席でお願いいたします。

初めに、総務厚生常任委員会委員長、8 番、高橋英次君。

○総務厚生常任委員長（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 8 番、高橋英次君。

○総務厚生常任委員長（高橋 英次） はい。8 番。

ただ今より委員会審査報告を行います。

令和 3 年 3 月 23 日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。総務厚生常任委員会委員長、高橋英次。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。

議案第 3 号 飯南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 4 号 飯南町頓原防災拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について、原案可決。

議案第 5 号 飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 6 号 飯南町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について、原案可

決。

議案第 7 号 飯南町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 9 号 飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 10 号 飯南町医師・病院等職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決。

議案第 11 号 公の施設（角井自治会館）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 12 号 公の施設（都加賀介護予防拠点施設）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 13 号 公の施設（長谷介護予防拠点施設）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 14 号 公の施設（志津見集落活性化施設）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 15 号 公の施設（滞在型市民農園）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 16 号 公の施設（上赤名介護予防拠点施設）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 17 号 公の施設（赤名ふれあい公園）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 18 号 公の施設（谷農村公園）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 19 号 公の施設（上赤名農村公園）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 25 号 公の施設（飯南町障がい者共同生活支援施設）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 29 号 診療収入に関する権利（債権）の放棄について、原案可決。

議案第 30 号 雲南広域連合規約の一部を変更する規約について、原案可決。

議案第 32 号 令和 2 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）、原案可決。

議案第 33 号 令和 2 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 6 号）、原案可決。

議案第 35 号 令和 3 年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第 36 号 令和 3 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第 37 号 令和 3 年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算、原案可決。

議案第 38 号 令和 3 年度飯南町病院事業会計予算、原案可決。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

次に、教育経済常任委員会委員長、5 番、門眞一郎君。

○教育経済常任委員長（門 眞一郎） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5 番、門 眞一郎君。

○教育経済常任委員長（門 眞一郎） 5 番。

おはようございます。委員会審査報告をいたします。

令和 3 年 3 月 23 日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。教育経済常任委員会委員長、門眞一郎。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第 8 号、飯南町園芸作物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、原案可決。

議案第 20 号 公の施設（頓原農業用機械格納庫）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 21 号 公の施設（飯南町育苗センター）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 22 号 公の施設（飯南町水稻種子集出荷選穀施設）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 23 号 公の施設（飯南町きのこ生産施設）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 24 号 公の施設（酒づくり交流館）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 26 号 公の施設（川尻公民館）の指定管理者の指定について、原案可決。

議案第 27 号 住宅使用料に関する権利（債権）の放棄について、原案可決。

議案第 28 号 水道料金に関する権利（債権）の放棄について、原案可決。

議案第 39 号 令和 3 年度飯南町簡易水道事業会計予算、原案可決。

議案第 40 号 令和 3 年度飯南町下水道事業会計予算、原案可決。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わり、直ちに質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

次に、予算特別委員会委員長、7 番、内藤眞一君。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 7 番、内藤眞一君。

○予算特別委員会委員長（内藤 眞一） 7 番。

審査報告を行います。

令和 2 年 3 月 23 日。飯南町議会議長、早樋徹雄様。予算特別委員会委員長、内藤眞一。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

事件の番号、議案第 31 号、令和 2 年度飯南町一般会計補正予算（第 11 号）、審査の結果、原案可決。

議案第 34 号、令和 3 年度飯南町一般会計予算、審査の結果、原案可決。

以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで委員長報告を終わります。直ちに質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。委員長は自席へお帰りください。

日程第 2 討論・採決

○議長（早樋 徹雄） 日程第 2、討論、採決を行います。
はじめに討論を行います。

議案第 26 号、公の施設（川尻公民館）の指定管理者の指定についてを除く全議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

まず、反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 次に、賛成者の発言を許します。
他に討論の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

ここで地方自治法 117 条の規定によって、熊谷兼樹君の退席を求めます。

〔6 番、熊谷兼樹 退席〕

○議長（早樋 徹雄） 次に、議案第 26 号、公の施設（川尻公民館）の指定管理者の指定についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

熊谷兼樹君の復席を許します。

〔6 番、熊谷兼樹 復席〕

○議長（早樋 徹雄） ただいまから、起立による採決を行います。

はじめに、議案第3号、飯南町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第3号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立者全員です。よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、飯南町頓原防災拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第4号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第5号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、飯南町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第6号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第 7 号、飯南町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 7 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号、飯南町園芸作物生産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 8 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 8 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 9 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 9 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号、飯南町医師・病院等職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 10 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 10 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号、公の施設（角井自治会館）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 11 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号、公の施設（都加賀介護予防拠点施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 12 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号、公の施設（長谷介護予防拠点施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 13 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号、公の施設（志津見集落活性化施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 14 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号、公の施設（滞在型市民農園）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 15 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第16号、公の施設（上赤名介護予防拠点施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 16 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号、公の施設（赤名ふれあい公園）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 17 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 17 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号、公の施設（谷農村公園）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 18 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 18 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号、公の施設（上赤名農村公園）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 19 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 19 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号、公の施設（頓原農業用機械格納庫）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 20 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 20 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号、公の施設（飯南町育苗センター）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 21 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 21 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、公の施設（飯南町水稻種子集出荷選穀施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 22 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号、公の施設（飯南町きのこ生産施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 23 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 23 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号、公の施設（酒づくり交流館）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 24 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 24 号は、委員長報告のとおり可決さ

れました。

次に、議案第25号、公の施設（飯南町障がい者共同生活支援施設）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 25 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで地方自治法 117 条の規定によって、熊谷兼樹君の退席を求めます。

〔6 番、熊谷兼樹 退席〕

次に、議案第 26 号、公の施設（川尻公民館）の指定管理者の指定についてを採決いたします。

○議長（早樋 徹雄） 本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 26 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、6 番、熊谷兼樹君の復席を許します。

〔6 番、熊谷兼樹 復席〕

○議長（早樋 徹雄）

次に、議案第 27 号、住宅使用料に関する権利（債権）の放棄についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 27 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号、水道料金に関する権利（債権）の放棄についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 28 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、診療収入に関する権利（債権）の放棄についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 29 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号、雲南広域連合規約の一部を変更する規約についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 30 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号、令和 2 年度飯南町一般会計補正予算（第 11 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 31 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 31 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号、令和 2 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 32 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 32 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号、令和 2 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 6 号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 33 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 33 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、令和3年度飯南町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 34 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 34 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、令和3年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 35 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 35 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号、令和3年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 36 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 36 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号、令和3年度飯南町介護保険サービス事業特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 37 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 37 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号、令和3年度飯南町病院事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 38 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 38 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、令和3年度飯南町簡易水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 39 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 39 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、令和3年度飯南町下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第 40 号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。よって、議案第 40 号は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は、10 時 15 分といたします。

ただ今から、議会運営委員会の開催、議員だけの全員協議会の開催をお願いいたします。

午前9時38分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

ただいま、執行部から2件、委員会から1件の追加議案が提出されました。追加議案は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

この際これを日程に追加して、ただちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加して、ただちに議題といたします。

町長から、追加提出議案の上程を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

追加提案をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

案件は、人事案件2件でございまして、現在空席となっております副町長の選任、及び、矢飼教育長の退任に伴う教育長の選任につきまして、同意をいただきたいものでございます。

まず、副町長の選任につきましては、今定例会の所信表明でも述べさせていただきましたが、少子高齢化や過疎化が進む本町におきましては、住民の皆さまの安心安全を守り、雇用を確保しながら若者をはじめ、誰もがこの町に住むことを幸せに感じることができるようなまちづくりを進める必要があります。

私が公約に掲げた人口減少対策は、県の「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる」という「島根創生計画」に通じており、本町と島根県が連携して取り組み、より効果を上げていくことが求められます。

このような理由や、私も1期目の町政運営にあたり、島根県との密接な連携が重要と考えており、円滑な事業推進の上からも、島根県からの派遣を受けたいと考え、提案させていただくところでございます。

島根県からは、本町の意にかなう人選をいただいたと思うところでございまして、ぜひともご同意をいただきますようお願い申し上げます。

次に、教育長の選任につきましては、私の公約であります人口減少対策の中で、「子どもの声が聞こえるまちづくり（少子化対策）」、そして「歴史・文化を感じるまちづくり」を掲げております。

今後、本町の特色ある教育として取り組んできた小中学校での「ふるさと教育」や「ICT教育」高校での「生命地域学」などを更に進化させていかなければなりません。

しかしながら、今後、少子化が更に進む状況になれば、小中学校の適正な規模を含め、統合の議論も必要になります。

また、「歴史・文化を感じるまちづくり」においては、歴史・文化の再認識、有形無形の文化財を後世に引き継いでいく仕組みや、多くの住民の方に芸術文化に触れていただける機会を増やし、文化の薫るまちづくりを目指してまいりたいと思います。

こうした理由から、行政経験が豊富な職員の中から内部登用といたしたく、これまで産業振興や企画財政を歴任し、現総務課長であります大谷哲也氏を選任したく提案させていただくところでございます。

副町長及び教育長の選任につきまして、ぜひともご同意をいただきますようお願い申し上げます。

追加日程第1 同意第2号 副町長の選任について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第1、同意第2号、副町長の選任についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（大谷 哲也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 大谷総務課長。

○総務課長（大谷 哲也） 番外。

同意第2号について説明します。

次の者を副町長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、松江市□□□□番地。氏名、奥田 弘樹（おくだ ひろき）。生年月日、昭和□□年□□月□□日。

令和3年3月23日提出、飯南町長。

次のページ、議会説明資料でございます。略歴でございます。奥田弘樹、男、□□歳。平成7年4月から島根県職員に採用されておられます。ごらんのとおり、総務部の財政課を歴任され、現在、島根県農林水産部、農林水産総務課課長代理を務めておられます。

任期は令和3年4月1日から令和7年3月31日まででございます。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

ただいまから、同意第2号、副町長の選任についてを採決いたします。起立による採決を行います。

同意第2号、副町長の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、同意第2号については、同意することに決定いたしました。

追加日程第2 同意第3号 教育長の任命について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第2、同意第3号、教育長の任命についてを議題といたします。ここで、大谷総務課長の退席を求めます。

〔大谷総務課長 退席〕

○議長（早樋 徹雄） 提出者から、提案理由の説明を求めます。

永井教育次長。

○教育次長（永井 あけみ） 番外。

それでは同意第3号について説明します。次の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、飯南町□□□□番地。氏名、大谷 哲也（おおたに てつや）。生年月日、昭和□□年□□月□□日。

令和3年3月23日提出、飯南町長。

次のページに略歴を付けておりますのでご覧ください。昭和61年3月に島根大学農学部を卒業後、昭和63年4月1日から今日まで、町の職員として様々な課でお勤めをいただいている方です。大谷哲也さん、□□歳でございます。

なお、任期は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間で、前任者の残任期間となります。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

ただいまから、同意第3号、教育長の任命についてを採決いたします。起立による採決を行います。

同意第3号、教育長の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、同意第3号については、同意することに決定いたしました。

ここで、大谷哲也総務課長の復席を認めます。

追加日程第3 発委第1号 飯南町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第3、発委第1号 飯南町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

9番、景山登美男議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（景山登美男） はい。

○議長（早樋 徹雄） 9番、景山登美男君。

○議会運営委員会副委員長（景山登美男） はい。9番。

発委第1号について説明いたします。

飯南町議会会議規則（平成17年飯南町議会規則第1号）の一部を改正する規則を、会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年3月23日 提出者議会運営委員会委員長伊藤好晴

飯南町議会議長 早樋徹雄様

次のページに改正項目を記載しておりますが、省略して、2ページの説明資料で説明いたします。

はじめに提案理由を申し上げます。

第2条及び第89条については、「標準」町村議会会議規則の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

第39条第2項、第42条及び第62条第1項につきましては、現状に合わせ「標準」町村議会会議規則の例に倣って所要の改正を行うものでございます。

また第123条第3項につきましては、表記を統一するため所要の改正を行うものであります。

次に、概要について説明いたします。

はじめに、第2条につきましては、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

また、第89条につきましては、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものであります。

施行期日は公布の日としております。

3ページと4ページに新旧対照表を掲載しておりますのでご覧ください。以上でございます。

す。

○議長（早樋 徹雄） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

副委員長は自席へお帰りください。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

ただいまから、起立による採決を行います。

発委第1号、飯南町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。したがって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（早樋 徹雄） 追加日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務厚生常任委員会委員長、教育経済常任委員会委員長、及び議会運営委員会委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（早樋 徹雄） これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 31 分休憩

.....

午前 10 時 33 分再開

〔新副町長 入場〕

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

先ほど全会一致で同意されました奥田弘樹新副町長は、任期は4月1日からでございますが、本日議場に入場及び同席について許可をいたしておりますのでご了承をお願いいたします。

それでは、ここで矢飼教育長から退任のあいさつの申し出がありますのでこれを許します。

○教育長（矢飼 斉） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 矢飼教育長。

○教育長（矢飼 斉） 番外。

失礼いたします。この度3月31日をもって飯南町教育委員会教育長を退任することになりました。任期途中の退任で、皆さまには大変ご迷惑をおかけしますこと心よりお詫び申し上げます。

在任中は、町議会議員の皆さまをはじめ町民の皆さまに公私にわたり大変お世話になりましたこと厚く御礼申し上げます。

至らぬ私であり皆さま方には様々なご迷惑、ご心配をおかけしましたが、皆さまの多くのお助けをいただき務めることができました。心から深く感謝いたします。

最後に皆さまのご健勝、ご活躍をお祈り申し上げ退任のあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

〔拍手あり〕

○議長（早樋 徹雄） 4年間にわたり大変ご苦勞様でございました。

次に先ほど同意されました新副町長、奥田弘樹氏からあいさつの申し出がありますのでこれを許します。

奥田弘樹君。

○奥田 弘樹 失礼いたします。

議長よりお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

先ほど、副町長選任にご同意をいただきました奥田と申します。同意をいただきましたこと心より感謝いたします。副町長という大役、非常に身の引き締まる思いでございます。

昨年からのコロナ禍において従来の行政課題に加えまして、今までに経験したことのない課題に直面している中ではございますけれども、飯南町の振興発展、そして飯南町の町民皆さま

まが笑顔あふれるようしっかりと塚原町長をお支えし、全身全霊で職責を全うする所存でございます。

議員の皆さまにおかれましては、格別なるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。まして簡単ではございますが私からのごあいさつとさせていただきます。一生懸命がんばりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

〔拍手あり〕

○議長（早樋 徹雄） 次に先ほど同意されました新教育長、大谷哲也氏からあいさつの申し出がありますのでこれを許します。

大谷哲也君。

○大谷 哲也 議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

先ほどは、私の教育長人事案件に同意をいただきました。誠にありがとうございます。改めて、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

就任にあたりまして議員の皆さま、そして教育委員並びに塚原町長はじめ職員の皆さまと十分に連携をし、飯南町の魅力ある教育の推進に全力を尽くす所存でございます。

私は、矢飼教育長の思いを引き継ぎ、そして私のこれまでの行政経験を活かし、飯南町総合振興計画に掲げる保小中高一貫教育、小中学校のふるさと教育、飯南高校の魅力化あるいはICT教育、これまで飯南町ならではの教育を更に進化させ、塚原町長の公約でもあります子どもたちの声が聞こえるまちづくり、歴史・文化を感じるまちづくりに繋げてまいりたいと考えております。

そして飯南町の子どもたちがこの町で学べてよかった、そしてこの将来、この町で活躍をしたい、この町で幸せに暮らしたい、そう思ってくれるような教育環境を作ってまいりたいと考えております。

今後ともご指導、ご鞭撻いただきますようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

〔拍手あり〕

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長からあいさつの申し出がありますのでこれを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

議長のお許しをいただきまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今月8日に開会した本定例会でございますが、議員各位には、連日にわたり慎重にご審議をいただき、ただ今は提案いたしました全議案につきまして原案どおり可決をいただきまし

たこと、厚くお礼申し上げます。

また、追加提案させていただきました同意案件につきましても、全会一致でのご同意をいただいたところであり、誠にありがとうございました。4月以降、特別職も刷新してのスタートとなります。議員各位の引き続きのご指導を賜りますようお願いいたします。

今、一年以上続く新型コロナウイルス感染症により、社会、経済が深刻な状況に陥り、終息どころか次の第4波の懸念もあるところでございます。未だ出口が見えないところでございますが、感染症対策の切り札として期待されているのがワクチン接種であります。

全国の自治体では、現在接種を開始されたところもありますが、大半は準備が進められておる最中でございます。昨日の全員協議会でもご説明いたしましたが、本町でも、医療従事者も含めて4月以降のスタートとなる見込みとなっております。多くの住民の皆さまに接種いただくよう、私としても丁寧な啓発活動に今後も努めてまいります。

こうした中で、令和3年度を迎え、総合振興計画後期基本計画の2年目となります。合併以降、初めての町政の交代となり本格的に始動する年度となります。

私もまちづくりに向けては、公約で人口減少対策に真っ向から取り組むとしており、具体的な政策も掲げております。

3年前から実施しておりました集落实態調査につきまして、先般全集落で終了したところでございます。この話し合いの中から、10年後のまちづくりに向けて、今できること、そして少し時間をかけて取り組むこと、また、長期で取り組むこと、それぞれ整理されたところでございます。集落別UIターン移住者目標の達成に向けてしっかりと支援してまいります。

住民の誰もがこの町に住むことを幸せに感じることができるよう、そして「笑顔あふれるまち 飯南町」の実現に向けて職員一丸となって取り組んでまいります。

可決いただきました新年度予算をはじめ行政といたしましても、早期に適切な執行に努め、住民福祉の向上に努めてまいります。

そして、今定例会の本会議、また各委員会などでいただきましたご指導、ご意見を、今後の行政運営に適切に活かし、事業執行に努めてまいります。

今後とも議員各位のご指導、ご協力をお願いし、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（早樋 徹雄） 以上で本日の会議を閉じます。

これで、令和3年第2回飯南町議会定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでございました。

午前10時44分閉会
